

災害時支援対策マニュアル

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

目次

はじめに	2
災害の定義、対象とする災害、支援の対象	3
日臨技災害対策本部の概要	4
被災地支援の概要	7
その他.....	12

【はじめに】

日本の災害医療体制は阪神淡路大震災での教訓を糧に構築され、災害拠点病院の設置やDMAT(災害派遣医療チーム:Disaster Medical Assistant Team)が整備された。近年では、国民や企業がボランティア活動により積極的に被災地を支援する機運が高まり、発災時の自助・共助・公助に関する国民意識は明らかに向上している。

臨床検査は、入院施設を有する医療機関において患者状態の管理に必須であり、発災時に医療機関が被災した場合であっても病院避難が実施されない限り、臨床検査機能を持続することが必要である。また、被災地の会員や被災住民を専門的な立場から支援するも重要な役割である。

こうしたことから、一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」という。)は、被災地の支援のため、平成 29 年に災害時支援対策マニュアルを策定した。

今般、新たに日臨技の「災害対策支援規程」を制定し、その規程に沿って災害時支援対策マニュアルとして改編した。

日臨技は、本災害時支援対策マニュアルを基に、会員ならびに会員施設へ災害対策の推進を啓発するとともに、発災時には迅速な被災地支援を実現する。

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
災害対策ワーキンググループ

I 災害の定義、対象とする災害、支援の対象

災害とは

災害対策基本法第2条第1項では、災害を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」としている。医療の立場でみると、災害とは、医療における需要(ニーズ)と資源(リソース)のバランスが急激に崩壊した状態であり、災害医療とは、このニーズとリソースのバランスの崩壊を食い止めるべく行われる医療活動である。

対象とする災害

この災害対策マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、災害対策規程第1条に定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が原因により生ずる被害に対応する。

支援の対象

本マニュアルに基づき支援対象(内容)は次に掲げるものとする。

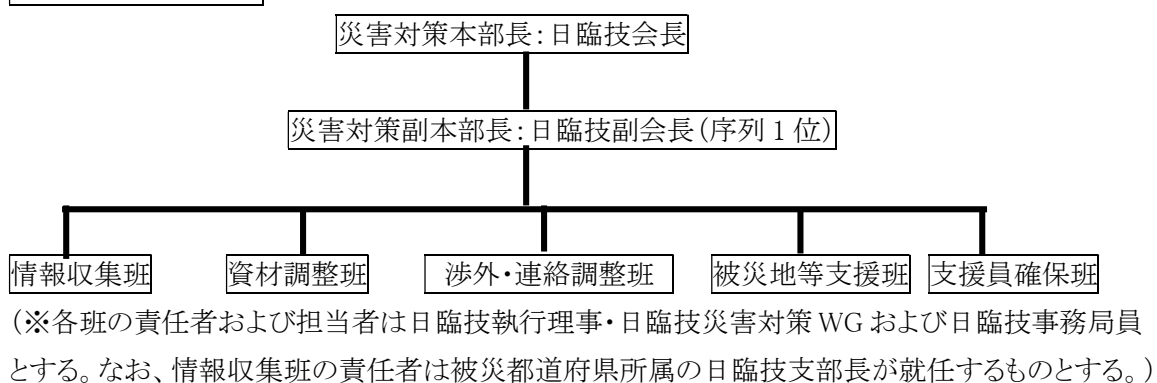
- 1 日臨技会員の安否確認に関すること。
- 2 被災地等の支援要請により、業務支援、施設の保全、業務環境の早期回復・整備に関すること。
- 3 被災地の都道府県技師会の要請による被災住民等の支援活動に関すること。
- 4 その他、会長が必要と認める事項。

II 日臨技災害対策本部の概要

設置基準 災害対策支援規程第 6 条に基づき設置する。

設置場所 日臨技会館(東京都大田区大森北4-10-7)
 ※なお、本会の事務所が使用困難になった場合は、本会の事務所以外の施設を予備本部として使用する。

日臨技対策本部組織 災害対策本部の組織図は以下とする



日臨技災害対策本部員の役割 本部員の役割は以下とする。

本部員	役割
本部長	災害対策本部を統括する
副本部長	災害対策本部長を補佐する。 本部長に事故があるときはその職務を代行する。
情報収集班	被災状況調査表 別添 1 により収集記載 <ul style="list-style-type: none"> ・会員の状況 ・会員施設の被害状況(インフラ、検査室の被害状況、必要資機材等) ・被災地の状況(インフラを含む) ・避難所、医療救護班の活動状況 ・被災地の情報収集については、被災地の都道府県技師会を介して自治体等から収集するほか、EMIS、メディア報道、インターネット、SNS 等を活用して情報を収集する。(被災施設へ直接連絡することは、極力控える。 ・情報収集には固定電話や携帯電話・衛星携帯電話により、関連各位へ連絡する。過去の災害において、通話は不可であったが文字情報の送受信は可能であったことを勘案し、メール(LINE 等を含む)や SNS のメッセージ機

	<p>能を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な連絡のために、平時より連絡先情報の共有を図り、1年に複数回の模擬連絡訓練を実施する。
資材調整班	<p>必要資材・調達状況調査 別添 2</p> <p>情報収集班からの必要資機材(試薬、機器(POCT 機器を含む)、純水など)等の情報に基づき、必要量の調達先の確保、搬送方法の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記において支援資機材の調達については、災害支援規程第 10 条の災害時支援協定先に支援資機材の調達および運搬について依頼する。 ・各検査試薬・機器メーカーが独自で災害支援を称して検査試薬や検査機器を被災地へ搬送することがあるが、過去の災害においてニーズとのミスマッチングにより不要の検査試薬や検査機器が放置された経緯から、日臨技または関連学会が統括することを周知し、協力を要請する。 ・都道府県技師会災対本部から報告される支援資機材のニーズについては、随時、臨床検査推進協議会と共有する。
渉外・連絡調整班	<p>都道府県技師会との連絡は主に、情報収集班が行うこととし、渉外・連絡班は、関連団体(関連学会、臨床検査振興協議会、日本医師会、DMAT 事務局、都道府県保健医療調整本部、厚生労働省等)との連絡などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定電話や携帯電話・衛星携帯電話により、関連各位へ連絡する。過去の災害において、通話は不可であったが文字情報の送受信は可能であったことを勘案し、メール(LINE 等を含む)や SNS のメッセージ機能を活用する。 ・円滑な連絡のために、平時より連絡先情報の共有を図り、1年に複数回の模擬連絡訓練を実施する。
被災地等支援班	<p>被災当初の情報収集班の被災地状況調査に基づき、都道府県技師会の要請に基づき、会員施設の支援等を実施する人員(会員の技師)を被災地へ派遣などを行う。</p> <p>また、被災地の支援員は、情報収集班の任務も行い、被災の状況変化、必要資材の状況を対策本部の資材調達班に報告するものとする。</p>
支援員確保班	<p>被害が大規模で多数の支援員を確保する必要がある場合に設置し被災地支援班と連携の下、円滑かつ迅速な支援員確保のための具体的な方策の検討を行い実行する。</p>

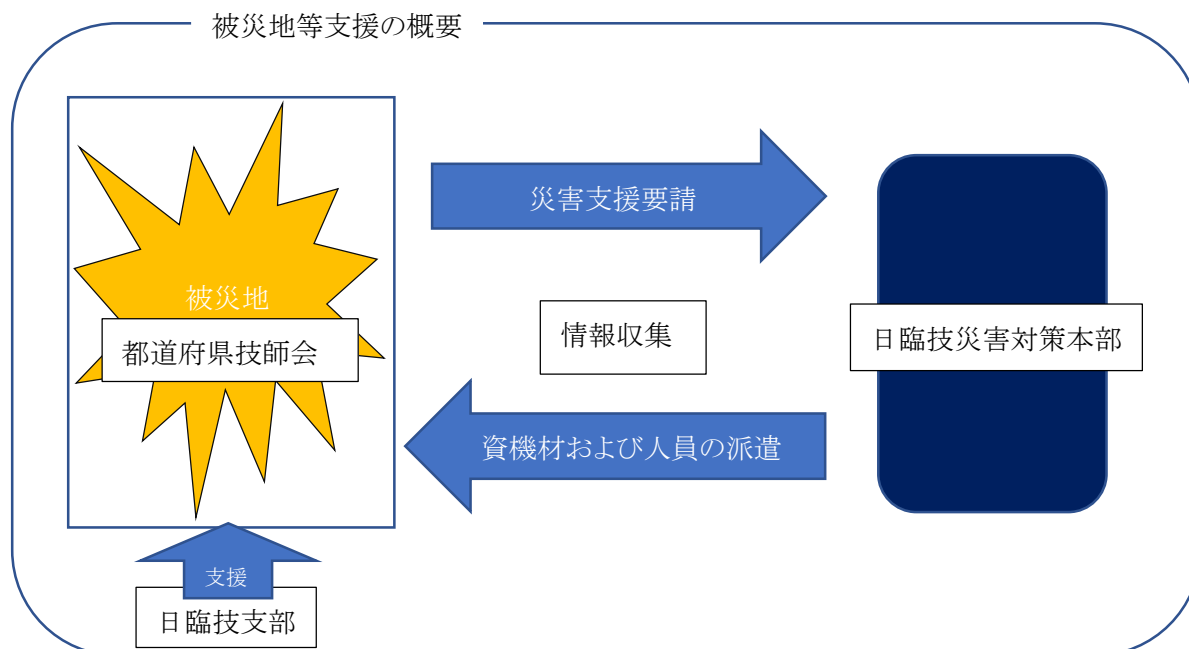
日臨技支部の役割

日臨技支部(以下、支部)は、被災した都道府県技師会を支援する。

被災した都道府県技師会の所属する支部の支部長は、被災した都道府県技師会に対して、都道府県技師会災对本部の設置の助言を行う。被災した都道府県技師会が都道府県技師会災对本部を設置する場合には、被災した都道府県技師会の所属する支部の支部長または支部幹事が、都道府県技師会災对本部の設置・運営および日臨技災害対策本部との連携について支援する。被災した都道府県技師会の所属する支部の支部長または支部幹事による支援が困難である場合は、被災圏外の支部の支部長または支部幹事が支援する。

Ⅲ 被災地支援の概要

被災地支援班は、被災地の会員施設における臨床検査機能の維持および被災地の医療救護活動の支援を目的に、資機材(検査試薬・水・検査機器等)および人員(会員の技師)を被災地へ派遣する。



派遣人員の確保

人的支援に関する要請があった場合、支援員確保班は、原則、被災地の隣県都道府県技師会での支援員の確保を原則とする。

ただし、被災地都道府県技師会での確保が困難な場合は、支部内、全国と支援員の募集範囲を拡大する。

人員の選定については、日臨技災害対応能力向上研修会に参加履歴のある会員を優先する。

なお、DMAT や JMAT 等で災害医療に関する教育および訓練を受講した経験のある会員についても優先する。

〈申込時の確認事項〉

- 所属医療機関の了承を得ていること
- 上記講習会の受講歴の有無
- 担当経験のある検査内容

人員の派遣

人員を確保した後に、被災地を支援する技師により構成されるチーム(以下、派遣チーム)を組織する。派遣チームには可能な限り日臨技災対本部員が同行する。同行が不要である場合は、派遣チーム人員内でリーダーを選出する。

派遣期間

派遣期間(出発から帰還までの期間)は、原則5日間とする。継続した人的支援が必要な場合は、後続の派遣チームを組織し、追加派遣する。

日臨技災害対策本部から被災都道府県技師会への連絡事項

派遣チームについて、以下の内容を日臨技災対本部から被災都道府県技師会へ連絡する

- ・派遣チームの構成人員(人数、年齢、性別、専門性等)
- ・派遣期間
- ・携行する資機材(検査試薬や検査機器)

派遣チームへの申し送り事項等

被災地支援班は派遣チームをバックアップし、チームを組織する段階から以下の内容を派遣チームの人員に伝える。

項目	派遣チームへの申し送り事項等	
チームビルディングの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣チーム内での役割を設定する。 役割の例:リーダー、経理、連絡、情報収集、等 ・日臨技災対本部が収集した情報の共有 	
支援内容	①医療機関の検査部門への支援	被災地の会員施設からの人的支援要請に基づき、医療機関の検査部門において支援活動を行う。医療機関での支援活動中は、医療機関およびその検査部門の指揮下に入り、依頼を受けた内容について支援する。また、被災医療機関の所属技師は被災者でもあることから、可能な限り検査業務を請け負い、一時的に帰宅できるように努める。
	②被災者避難所等での支援活動	派遣チームが他の医療団体や医療支援チームと共同して活動する場合や、深部静脈血栓(以下 DVT)検査等の専門チームであった場合には、避難所での支援活動を行う。 必要に応じて、自チームが所属する医療支援団体の本部へ到着報告および救護班登録を行う
個人装備品	派遣チームは自己完結が基本であり、必要な装備および備品を携行し、以下に示す個人装備品を携行することが望ましい。また、日臨技として事前準備している備品がある場合は、派遣チームに貸与する	
	①装備品	PPE(ユニフォーム、手袋、マスク、ヘルメット、安全靴、軍手、懐中電灯)
	②記録物品	筆記用具、メモ帳、デジカメ

	③身分証	免許証、保険証、技師会会員証、名刺
	④電子機器	パソコン、携帯電話、wifi、充電器、電池
	⑤生活用品	着替え(4～7日間分)、雨具、防寒具(季節により)、タオル、清潔用品、常備薬
	⑥その他	現金(移動費、宿泊費、食費)、食料、飲料水、生活用水
日臨技災対本部 および被災地都 道府県技師会へ の連絡	<p>派遣チームは、日臨技対策本部並びに都道府県技師会に対して、毎日の活動報告を活動報告書 別添3に基づき、メールでの報告を行う。</p> <p>派遣チームが、活動中に資材や人員の支援についてのニーズを調査し支援が必要と判断した場合や被災医療機関等から要望を受けた場合は、速やかに都道府県技師会災対本部へ報告する</p>	
移動手段の確保	<p>被災地までの移動手段については、原則、公共交通機関とするが、被災状況に応じ、支援員は現地で、レンタカー等を活用し、現地で活動を行なう。</p> <p>なお、交通状況は刻一刻と変化するため、インターネットやメディアの情報に留意し、派遣チームで最新情報を得るように努める。</p> <p>以下①～⑥に被災地への移動および被災地内での移動における留意点を示す。</p>	
	①派遣先までの移動手段の調整	自己所有車、公用車、レンタカー、公共交通機関(近隣地域に入り、レンタカーで現地に向かうことの必要性)
	②帰路の調整	往路では通行可能であった経路が通行禁止となることも考慮する
	③一般車両を用いる場合	一般車両を用いる場合は、災害医療支援である旨を車体に大きく掲示する
	④緊急通行車両 確認標章(図)	<p>緊急交通路の走行に必要であり、原則は最寄りの警察署で手続きする。事前届出の制度があり、事前届出なしの場合、事前届出のある者から優先される。被災都道府県での発行も可能。</p>
	⑤災害派遣等従事 車両証明書(図)	<p>指定の高速道路等が無料となる。自治体窓口で申請するが、被災地内でも申請可能。</p>
被災地へ到着し	支援チームが被災者避難所等での支援活動に従事する場合は、いずれかの	

た際に行うこと	医療支援団体に所属していることとなる。被災地に到着した際には、自チームが所属する医療支援団体の本部へ到着報告を行い、活動内容や活動場所に関する指示を受ける。 以下に①～③の留意点を示す。	
	①到着報告	自チームが所属する医療支援団体の本部へ到着報告する。
	②情報収集	所属団体の本部は被災地の医療、交通、保安等について状況を常時確認している。この本部から情報収集する。
	③都道府県技師会災対本部への報告	到着・活動内容・被災地の状況・被災した会員施設について報告する。
被災地での活動	①病院検査室での診療支援	被災地の会員施設からの人的支援要請に基づき、医療機関の検査部門において支援活動を行う。 医療機関での支援活動中は、医療機関およびその検査部門の指揮下に入り、依頼を受けた内容について支援する。また、被災医療機関の所属技師は被災者でもあることから、可能な限り検査業務を請け負い、一時的に帰宅できるように努める。 被災医療機関の検査機器の運用については、施設のマニュアル等を参照し、可能な限り、被災医療機関の技師の負担とならないように努める。 派遣チームの技師の所属医療機関とは検査から報告までの運用や機器の取り扱いが異なるが、全てにおいて被災医療機関の指示および運用に従う。
	②避難所等での支援活動	派遣チームが他の医療団体や医療支援チームと共同して活動する場合や、DVT 検査等の専門チームであった場合には、避難所での支援活動を行う。 所属する医療支援団体の本部から指示を受けた活動内容および活動場所を遵守する。 支援チームが独自の判断で、避難所を訪問しない。 支援チームが独自の判断で、資機材(検査試薬や検査機器)の調達や配布をしない。ニーズがあると判断する場合は、所属する医療支援団体の本部および都道府県技師会災対本部へ報告し、指示を受ける。 支援チームが独自の判断で、避難所での感染症スクリーニングや DVT 検査等を実施しない。 ニーズが

		あると判断する場合は、所属する医療支援団体の本部および都道府県技師会災対本部へ報告し、指示を受ける。
活動終了期	<p>継続した人的支援の必要性について、支援活動先の被災医療機関の責任者または所属医療支援団体の本部と検討する。</p> <p>継続した人的支援が必要と判断された場合は、支援活動先の被災医療機関の検査部門責任者から都道府県技師会災対本部へ継続支援を要請する。都道府県技師会災対本部は日臨技災対本部へその旨を報告し、後続の支援チームの編成について打診する。</p> <p>日臨技災対本部は、可能な限り、先発の支援チームと後続の支援チームが現地にて引き継ぎし、シームレスな支援が継続されるように調整する。</p> <p>後続の支援チームが派遣される場合、シームレスな支援が継続されるように引き継ぎ事項リストを作成し、後続の支援チームへ引き継ぐ。</p> <p>〈引き継ぎ事項リストに記載することが望ましい事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書 ・カウンターパートとなる方の氏名および所属(役職を含む) ・活動期間中の活動内容 ・衣食住に関する事項 ・その他 	
被災地での心得	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣地域は被災住民の生活空間である ・被災者は災害によるショック、ストレスを抱えている ・被災地医療機関の医療従事者もまた被災者である ・避難所を運営している人、避難所を支援している人も被災者である可能性がある ・言動、態度には十分に注意する ・写真撮影は必要最小限に抑える ・「傾聴する」気持ちをもって接する ・支援を押し付けない ・活動している仲間へも配慮する 	

IV その他

連絡先 日臨技会館(日臨技災対本部):03-3768-4722

*各都道府県技師会の連絡先については、別添4を参照のこと。

費用支弁

災害派遣チームを日臨技災対本部が派遣した場合に発生した費用は、日臨技が負担する。
派遣チームは、派遣中に発生した費用について領収書を保存し、派遣終了後に派遣チーム単位で日臨技災対本部へ提出し清算する。

傷害保険(災害ボランティア保険)

日臨技災対本部が災害派遣をする場合、日臨技が費用を支出し各派遣人員に対する傷害保険に加入する。

別添

別添1:被災状況調査表

別添2:必要資材・調達状況調査

別添3:活動報告書

別添4:都道府県技師会 災害連絡担当者 一覧

版数	改版年月日	改版/見直し事項	承認	作成者
初版	平成 29 年 1 月 14 日	初版発行	宮島喜文	坂西清
第 2 版	令和 3 年 6 月 17 日	改版発行	宮島喜文	竹浦久司